

伊 勢 市 公 報

第 75 号
平成 20 年 12 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
議会訓令	
○ 伊勢市議会広報規程	2
告 示	
○ 平成 20 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	7
○ 地縁による団体の認可について	30
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	32
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	33
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	34
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	35
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	36
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	38
公 告	
○ 農用地利用集積計画の策定について	39
○ 犬の抑留について	40
○ 都市公園の区域変更について	41
○ 公示送達	42
○ 犬の抑留について	43
○ 伊勢都市計画事業の事業計画の変更に伴う図書の縦覧について	44
公 表	
○ 監査委員公表	45
○ 監査委員公表	52

伊勢市議会広報規程を次のように定める。

平成 20 年 12 月 2 日

伊勢市議会議長 池田 ミチ子

伊勢市議会訓令第1号

伊勢市議会広報規程

(目的)

第1条 この訓令は、伊勢市議会（以下「議会」という。）の議会活動その他議会に関する情報（以下「議会活動等」という。）を市民に広く知らせるため議会が行う広報に関し必要な事項を定めることにより、市民の議会及び市政に対する理解を深め、もってより開かれた議会の実現を図るとともに、市政の発展に寄与することを目的とする。

(いせ市議会だより)

第2条 議会活動等の周知を図るため、広報紙を発行する。

2 広報紙の名称は、いせ市議会だよりとする。

3 広報紙に掲載する事項は、次のとおりとする。

(1) 定例会及び臨時会に関する事項

(2) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等に関する事項

(3) その他議長が必要と認める事項

4 広報紙は、定例会の閉会の日属する月の翌々月の初日に発行する。

ただし、特に必要があるときは、発行期日を変更し、又は臨時に発行することができる。

5 広報紙は、市内各世帯その他議長が必要と認めるものに無料で配布する。

(議会ホームページ)

第3条 インターネットを利用して議会活動等の周知を図るため、議会ホームページを開設する。

2 前条第3項の規定は、議会ホームページに掲載する事項について準用する。

(その他の措置)

第4条 議長は、前2条に規定するもののほか、ケーブルテレビの利用その他の方法により議会活動等の周知に努めるものとする。

(いせ市議会だより発行委員会の設置)

第5条 広報紙の編集その他広報紙の発行に関し協議を行うため、いせ市議会だより発行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副議長

(2) 各会派がその所属議員のうちから1人ずつ推薦した者につき全員協会の協議を経て議長が指名する者

3 前項第2号の会派は、3人以上の所属議員を有する会派とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、選任の日から翌年の12月定例会（伊勢市議会定例会の招集に関する規則（平成17年伊勢市規則第2号）の規定により12月に招集されるのを常例とする議会の定例会をいう。以下同じ。）の閉会の日の前日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、副議長でなくなったとき、又は前条第2項第2号に規定する会派の所属議員でなくなったとき、若しくはその所属する会派が同条第3項に規定する会派でなくなったとき（当該会派が解散したときを含む。）は、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副議長をもって充てる。

- 3 副委員長は、委員の互選により副議長でない委員のうちから定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会への委任)

第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、議会の広報に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(伊勢市議会報発行内規の廃止)

- 2 伊勢市議会報発行内規（平成17年12月15日決定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊勢市議会報発行内規（以下「旧議会報発行内規」という。）第6条の規定により選任された議会報発行委員会の委員である者は、この訓令の施行の日に、第6条第2項の規定により委員会の委員として選任されたものとみなす。こ

の場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、同日の属する年の12月定例会の閉会の日の前日までとする。

- 4 この訓令の施行の際現に旧議会報発行内規第8条第2項の規定により定められた議会報発行委員会の副委員長である者は、この訓令の施行の日に、第8条第3項の規定により、委員会の副委員長として定められたものとみなす。

伊勢市告示第 82 号

平成 20 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成20年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期におきましても、全国的な勤務医不足の影響などにより前年度同期と比べて患者数が減少し財政事情は非常に厳しいところではありますが、引き続き公的医療機関と努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数41,822人、延べ外来患者数84,734人、健診者数4,031人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、4,224人の減少、外来患者数におきましても、9,769人の減少、健診者数におきましても、1,117人の減少となりました。

事業収支におきましては、事業収益2,779,268千円(内一般会計負担金150,000千円を含む)事業費用2,762,539千円で収支差引16,729千円の純利益を生じました。

しかし、下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金50,000千円、寄附金100,000千円の計150,000千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に6,661千円、企業債元金の償還に137,785千円の計144,446千円となっております。

以上が平成20年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年月日	医師	医療技術職員	看護(准)師	事務職員	その他の職員	嘱託	計
20.3.31	45	57	226	22	25	72	447
20.9.30	46	58	217	21	22	67	431

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(1) 平成20年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B / A %	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	6,404,084,000	2,787,954,472	3,616,129,528	43.5	
医業収益	5,779,524,000	2,533,936,916	3,245,587,084	43.8	
健診収益	230,375,000	87,734,424	142,640,576	38.1	
医業外収益	394,085,000	166,283,132	227,801,868	42.2	
特別収益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,673,961,000	2,780,448,452	3,893,512,548	41.7	
医業費用	6,269,651,000	2,701,398,211	3,568,252,789	43.1	
健診費用	156,790,000	59,780,157	97,009,843	38.1	
医業外費用	246,420,000	19,270,084	227,149,916	7.8	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	100,000,000	150,000,000	50,000,000	150.0	
負担金	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
寄附金	0	100,000,000	100,000,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	298,064,000	144,445,844	153,618,156	48.5	
建設改良費	80,000,000	6,660,565	73,339,435	8.3	
企業債償還金	218,064,000	137,785,279	80,278,721	63.2	

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(2) 平成20年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,762,538,927	病院事業収益	2,779,268,187
医業費用	2,683,963,000	医業収益	2,530,002,226
給 与 費	1,614,693,693	入院収益	1,604,276,843
材 料 費	584,528,779	外来収益	855,135,652
経 費	324,373,894	その他医業収益	70,589,731
雑 支 出	0	健診収益	83,752,749
減価償却費	151,924,411	健診収益	83,752,749
資産減耗費	1,229,905	医業外収益	165,513,212
研究研修費	7,212,318	受取利息及び	
その他医業費用	0	配当金	0
健診費用	59,321,581	他会計補助金	0
給 与 費	37,691,077	他会計負担金	150,000,000
材 料 費	4,696,454	国庫補助金	0
経 費	9,020,604	その他医業外収益	15,513,212
減価償却費	7,913,446	特別利益	0
医業外費用	19,254,346	過年度損益修正益	0
支払利息及び企			
業債取扱諸費	18,939,586		
繰延勘定償却	0		
雑 損 失			
(消費税雑損失)	0		
負 担 金	0		
医業外雑費	314,760		
特別損失	0		
予 備 費	0		
当期純利益	16,729,260		
合 計	2,779,268,187	合 計	2,779,268,187

平成20年9月30日

(3) 平成20年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,692,922,285	流動負債	1,844,892,423
有形固定資産	3,688,023,150	一時借入金	1,500,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	335,206,138
建物	5,323,027,338	医業未払金	331,440,423
構築物	296,438,161	その他未払金	3,765,715
器械備品	3,432,212,085	その他流動負債	9,686,285
車両	5,217,388	預り金	0
減価償却累計額	6,493,581,067	預り保証金	1,000,000
無形固定資産	4,899,135	仮受消費税	8,686,285
電話加入権	3,562,685	資本金	1,362,016,574
施設利用権	1,336,450	自己資本金	510,318,431
流動資産	1,112,287,421	借入資本金	851,698,143
現金預金	178,287,139	企業債	851,698,143
現金	1,135,000	剰余金	1,962,680,399
預金	177,152,139	資本剰余金	4,293,495,772
未収金	862,944,385	受贈財産評価額	169,801,214
医業未収金	862,029,225	国庫補助金	101,869,000
医業外未収金	915,160	他会計補助金	389,320,000
貯蔵品	21,574,575	工事負担金	53,395,358
薬品	14,476,647	寄附金	139,000,000
診療材料	7,052,358	補助金	15,110,200
給食材料	45,570	他会計負担金	3,425,000,000
前払金	3,038,800	欠損金	2,330,815,373
前払金	3,038,800	前年度未処理欠損金	2,330,815,373
その他流動資産	46,442,522	当期純利益	16,729,260
仮払消費税	46,442,522		
繰延勘定	381,108,950		
退職給与金	381,108,950		
退職給与金	381,108,950		
合 計	5,186,318,656	合 計	5,186,318,656

4 . 平成 1 9 年度伊勢市病院事業報告書

〔 1 〕 概 況

(1) 総括事項

今年度も医療をめぐる環境は、ますます厳しさを加え、全国的に生じております勤務医不足と診療報酬の抑制による病院経営状態の悪化等で、地域医療は危機的状况に瀕している現状であります。

当院におきましても、平成 1 9 年度はさらに内科医師の減少や、眼科医師の大学への引き揚げなど、医師の確保が非常に困難になっており、また、医師の減少に伴い患者数の減少、さらに医業収益の減少など病院経営にも大きな影響を及ぼすことになりました。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

本年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数 9 3 , 1 2 2 人 (1 日平均 2 5 4 人)、延べ外来患者数 1 8 2 , 9 1 5 人 (1 日平均 7 4 7 人)、健診者数 1 1 , 2 9 4 人 (1 日平均 4 0 人) となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、1 3 , 1 5 1 人の減少となり、外来患者数におきましても、5 9 , 1 7 9 人の減少、健診者数におきましても、3 4 6 人の減少となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金 3 5 0 , 0 0 0 千円を含み、事業収益 6 , 2 3 1 , 7 3 0 千円となり、支出におきましては、総支出額 6 , 7 6 0 , 6 1 0 千円となり、収支差引 5 2 8 , 8 8 0 千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、企業債 4 4 5 , 0 0 0 千円、一般会計からの負担金 1 0 0 , 0 0 0 千円、寄附金の 1 , 0 0 0 千円と固定資産売却代金の 8 8 6 千円の計 5 4 6 , 8 8 6 千円に対し、支出では資産購入費 4 4 4 , 6 9 2 千円、企業債元金の償還に 3 5 5 , 1 3 4 千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、磁気共鳴断層撮影装置 (1 1 9 , 7 0 0 千円)、オーダリングシステム (2 6 1 , 7 2 3 千円)、手術室無停電電源装置 (1 8 , 5 8 5 千円)、多目的フルデジタル透視撮影システム (1 7 , 0 0 0 千円) 等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、7 9 9 , 8 2 6 千円となり、収支差引 2 5 2 , 9 4 0 千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が 2 3 億 3 千余万円 (前年度未未処理欠損金 1 8 億 1 百余万円) を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

平成20年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

事業運営面では、平成20年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し2.7%減少し、有収水量におきましても、1.1%減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,425,826千円、事業費用1,060,156千円の執行となり、365,670千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入64,846千円、支出416,400千円となり、351,554千円の収支不足となりました。

今後につきましても、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改進黨業の推進などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H19.9.30	H20.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	53,650戸	54,046戸	396戸	100.7%
	給水人口	135,087人	134,326人	761人	99.4%
簡易水道	給水戸数	65戸	65戸	0戸	100.0%
	給水人口	116人	118人	2人	101.7%

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	1,456,330	1,281,682	88.0
簡易水道	831	673	81.0

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H19.9.30	H20.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	9,260,211	9,054,400	205,811	97.8%
	有収水量	8,074,818	7,985,511	89,307	98.9%
	有収率 (%)	87.2	88.2	1.0	
簡易水道	配水量	5,789	6,084	295	105.1%
	有収水量	4,738	4,495	243	94.9%
	有収率 (%)	81.8	73.9	7.9	

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務 職員	嘱託職員	計
H20. 3 .31	19	17	4	40
H20. 9 .30	20	17	3	40

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成20年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成20年 4月 1日から 平成20年 9月 30日まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	3,061,465,000	1,496,768,179	1,564,696,821	48.9
営業収益	2,968,947,000	1,460,415,764	1,508,531,236	49.2
営業外収益	91,050,000	35,520,303	55,529,697	39.0
簡易水道収益	1,468,000	832,112	635,888	56.7
水道事業費用	2,664,868,000	1,087,993,443	1,576,874,557	40.8
営業費用	2,374,444,000	987,897,557	1,386,546,443	41.6
営業外費用	274,132,000	97,134,493	176,997,507	35.4
簡易水道費用	5,292,000	1,122,806	4,169,194	21.2
特別損失	1,838,587	1,838,587	0	100.0
予備費	9,161,413	0	9,161,413	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	851,694,000	64,846,258	786,847,742	7.6
企業債	556,400,000	0	556,400,000	0.0
負担金	295,294,000	64,199,878	231,094,122	21.7
固定資産売却代金	0	646,380	△ 646,380	—
資本的支出	2,596,469,000	416,400,243	2,180,068,757	16.0
建設改良費	1,944,826,000	248,244,530	1,696,581,470	12.8
償還金	651,643,000	168,155,713	483,487,287	25.8

(単位 円)

(2)平成20年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 20 年 4 月 1 日 から 平成 20 年 9 月 30 日 まで	
借 方		貸 方	
水道事業費用	1,060,155,504	水道事業収益	1,425,825,518
営業費用	960,313,001	営業収益	1,391,029,717
原水費	472,218,614	給水収益	1,387,029,418
配水及び給水費	112,193,053	受託工事収益	2,592,643
受託工事費	5,417,666	その他営業収益	1,407,656
総係費	78,954,668	営業外収益	34,003,192
減価償却費	291,529,000	受取利息及び配当金	3,288,913
営業外費用	96,905,141	雑収益	408,561
支払利息及び 企業債取扱諸費	89,100,666	朝熊山分担金	2,285,718
雑支出	3,860,780	加入金	28,020,000
朝熊山雑支出	3,943,695	簡易水道収益	792,609
簡易水道費用	1,098,775	給水収益	791,109
簡易水道費	1,098,775	雑収益	1,500
特別損失	1,838,587		
固定資産売却損	1,838,587		
当期純利益	365,670,014		
合計	1,425,825,518	合計	1,425,825,518

(単位 円)

(3)平成20年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成20年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	18,511,523,700	固 定 負 債	547,190,126
有 形 固 定 資 産	18,305,536,249	引 当 金	547,190,126
土 地	1,339,931,340	退 職 給 与 引 当 金	217,750,857
建 物	762,966,830	修 繕 引 当 金	329,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 332,141,274	流 動 負 債	148,181,166
構 築 物	23,418,893,970	未 払 金	75,358,362
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,523,796,423	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	1,504,987
機 械 及 び 装 置	2,907,244,405	営 業 未 払 金	73,853,375
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,698,387,060	預 り 金	1,513,143
車 両 運 搬 具	26,068,169	預 り 金	1,513,143
減 価 償 却 累 計 額	△ 18,799,778	そ の 他 流 動 負 債	71,309,661
工 具、器 具 及 び 備 品	64,218,099	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	71,309,661
減 価 償 却 累 計 額	△ 52,687,874	資 本 金	10,294,462,830
建 設 仮 勘 定	412,025,845	自 己 資 本 金	4,549,438,518
無 形 固 定 資 産	155,932,876	固 有 資 本 金	33,622,511
施 設 利 用 権	145,515,426	繰 入 資 本 金	524,952,600
ソ フ ト ウ ェ ア	10,417,450	組 入 資 本 金	3,990,863,407
投 資	50,054,575	借 入 資 本 金	5,745,024,312
投 資 有 価 証 券	50,054,575	企 業 債	5,745,024,312
流 動 資 産	3,010,126,016	剰 余 金	10,531,815,594
現 金 預 金	1,084,003,191	資 本 剰 余 金	9,520,903,885
現 金	80,000	受 贈 財 産 評 価 額	1,971,729,721
預 金	1,083,923,191	負 担 金	5,066,080,749
未 収 金	305,321,374	補 助 金	512,467,018
営 業 未 収 金	290,974,589	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,970,626,397
営 業 外 未 収 金	2,721,000	利 益 剰 余 金	1,010,911,709
そ の 他 未 収 金	11,625,785	建 設 改 良 積 立 金	130,138,412
有 価 証 券	798,814,400	未 処 分 利 益 剰 余 金	880,773,297
有 価 証 券	798,814,400		
貯 蔵 品	35,094,471		
原 材 料	35,094,471		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
前 払 金	136,333,239		
工 事 前 払 金	124,730,000		
そ の 他 前 払 金	11,603,239		
そ の 他 流 動 資 産	50,559,341		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	38,251,541		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	12,307,800		
合 計	21,521,649,716	合 計	21,521,649,716

5 平成19年度決算の状況

平成19年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事等を実施いたしました。

また、今後の水道事業を進めていく柱となる水道事業基本計画の策定に着手いたしました。

事業運営面では、給水戸数は53,947戸で前年度より317戸増加し、有収率は87.3%で前年度に比し0.1ポイントの増加となりましたが、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により、年間配水量は18,304千立方メートルで前年度に比し0.8%の減少、有収水量は、15,979千立方メートルで前年度に比し0.7%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,941,557千円、事業費用2,426,454千円の執行となり、515,103千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は515,103千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入459,240千円、支出2,029,737千円の執行となり、建設改良費繰越財源16,996千円を除くと、1,587,493千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において123,592千円、支出において301,450千円を翌年度に繰越しました。

平成 20 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業（汚水）は、流域関連公共下水道の第 2 期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等の整備を推進し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。平成 20 年 9 月末で、流域関連公共下水道については、568.4ha の地域において供用を開始し、これにより、伊勢市の下水道普及率は、28.7%となりました。

下水道事業（雨水）は、河崎船江排水区の管渠築造工事を平成 19 年度に引き続き平成 20 年度も進めています。溝口第 1 排水区につきましては平成 19 年度にポンプ場への流入水路の整備を図り、平成 20 年度は幹線水路の築造工事を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 934,314 千円、事業費用 883,887 千円の執行となり、50,427 千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入 509,614 千円、支出 1,351,400 千円となり、841,786 千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	135,315人	38,822人	28.7%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H20.3.31	38	2	3	43
H20.9.30	36	2	3	41

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成20年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで		
		区 分	予算額(A)	執行額(B)
(収益的収支)				
下水道事業収益	1,976,946,000	945,678,661	1,031,267,339	47.8
営業収益	678,047,000	326,737,322	351,309,678	48.2
営業外収益	1,298,899,000	618,941,339	679,957,661	47.7
下水道事業費用	2,182,453,000	891,246,002	1,291,206,998	40.8
営業費用	1,564,257,000	610,800,646	953,456,354	39.0
営業外費用	613,696,000	280,445,356	333,250,644	45.7
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	6,144,893,000	509,613,700	5,635,279,300	8.3
企業債	3,655,900,000	0	3,655,900,000	0.0
負担金	504,893,000	304,613,700	200,279,300	60.3
国庫補助金	1,984,100,000	205,000,000	1,779,100,000	10.3
資本的支出	6,916,997,000	1,351,399,605	5,565,597,395	19.5
建設改良費	6,274,497,000	1,039,363,540	5,235,133,460	16.6
企業債償還金	638,821,000	311,792,865	327,028,135	48.8
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
諸支出金	3,129,000	243,200	2,885,800	7.8

(単位 円)

(2)平成20年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	883,887,035	下水道事業収益	934,314,598
営業費用	603,462,192	営業収益	315,381,506
汚水管渠費	4,077,895	下水道使用料	227,116,291
雨水管渠費	25,734	他会計負担金	88,000,000
流域下水道 維持管理負担金	69,853,334	その他営業収益	265,215
処理場費	62,963,940	営業外収益	618,933,092
普及促進費	10,178,598	受取利息及び配当金	325,000
業務費	45,094,214	他会計負担金	272,000,000
総係費	25,470,418	他会計補助金	346,000,000
汚水減価償却費	323,375,682	雑収益	608,092
雨水減価償却費	62,422,377		
営業外費用	280,424,843		
支払利息及び 企業債取扱諸費	280,014,563		
雑支出	410,280		
当期純利益	50,427,563		
合 計	934,314,598	合 計	934,314,598

(単位 円)

(3)平成20年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成20年9月30日	
借 方		貸 方	
固定資産	52,090,910,779	固定負債	15,766,000
汚水有形固定資産	36,560,637,219	引当金	15,766,000
土地	333,762,771	修繕引当金	15,766,000
立木	3,119,863	流動負債	12,456,868
建物	1,158,173,521	預り金	1,092,805
減価償却累計額	99,746,170	預り金	1,092,805
構築物	29,261,313,649	その他流動負債	11,364,063
減価償却累計額	1,361,845,517	仮受消費税及び 地方消費税	11,364,063
機械及び装置	3,935,115,455	資本金	32,557,855,980
減価償却累計額	586,646,840	自己資本金	5,566,086,320
車両運搬具	2,505,312	固有資本金	5,566,086,320
減価償却累計額	1,972,867	借入資本金	26,991,769,660
工具、器具及び 備品	25,710,407	企業債	26,991,769,660
減価償却累計額	19,233,925	剰余金	21,413,349,137
建設仮勘定	3,910,381,560	資本剰余金	21,358,024,570
雨水有形固定資産	8,347,926,989	受贈財産評価額	191,647,122
土地	631,896,723	他会計負担金	1,372,683,302
建物	2,275,990,451	受益者負担金	1,981,024,328
減価償却累計額	50,754,173	工事負担金	65,424,748
構築物	2,835,781,740	周辺環境整備事業 負担金	199,619,400
減価償却累計額	69,371,334	他会計補助金	700,980,604
機械及び装置	2,635,000,589	補助金	16,770,794,091
減価償却累計額	160,980,476	その他資本剰余金	75,850,975
工具、器具及び 備品	3,771,849	利益剰余金	55,324,567
減価償却累計額	151,232	未処分利益剰余金	55,324,567
建設仮勘定	246,742,852		
汚水無形固定資産	7,132,291,996		
施設利用権	34,967,110		
流域下水道施設 利用権	7,093,695,018		
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	3,554,868		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		
流動資産	1,908,517,206		
現金預金	1,107,188,465		
現金	120,000		

預金	1,107,068,465		
未収金	280,427,255		
営業未収金	105,052,154		
営業外未収金	58,107		
その他未収金	175,316,994		
前払金	472,818,980		
工事前払金	467,810,000		
その他前払金	5,008,980		
その他流動資産	48,082,506		
仮払消費税及び 地方消費税	48,082,506		
合 計	53,999,427,985	合 計	53,999,427,985

5 平成19年度決算の状況

平成19年度の下水道事業は、汚水処理事業として、平成17年度より着手しております流域関連公共下水道事業の第2期事業において汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を進めました。小俣公共下水道事業においては汚水管渠工事を、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では公共汚水ますの設置工事等を行いました。

雨水対策事業としては、雨水排水路の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の建設等を行いました。

イ 普及状況及び雨水整備状況について

平成19年度末における処理区域面積は、956.8ha、処理区域内人口は、37,115人で平成18年度末に比べそれぞれ、51.9ha、1,574人増加し、普及率は27.4%になりました。一方、水洗化戸数は9,381戸で平成18年度末に比して2,214戸増加しました。

また、雨水管渠布設延長は、7,581mとなり、平成18年度末に比べ544m増加しました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成19年度における業務量は、有収水量2,905,534m³、処理水量2,967,393m³となり、平成18年度末に比べそれぞれ、902,079m³、882,687m³増加しました。（平成18年度の二見特定環境保全公共下水道事業は従量料金制とした8月調定分、流域関連公共下水道事業は供用開始した6月分より含む。）

平成19年度の収益的収支は、消費税を除き収入額1,842,569千円、支出額1,813,494千円の執行となり、29,075千円の純利益を生じ、24,178千円の繰越欠損金を差し引き当年度末処分利益剰余金が4,897千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入額4,900,668千円、支出額5,289,960千円の執行となり、建設改良費繰越財源51,203千円を除くと、440,495千円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、資本的収支超過額等で補てんいたしました。

また、資本的収入におきまして2,909,700千円、資本的支出におきまして3,209,152千円を翌年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備拡充を進めました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において 26,570m、小俣公共下水道区域において 51m、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域において 24mを整備（管延長）しました。

雨水整備工事としては、544mを整備（管延長）しました。また、ポンプ場整備においては、馬瀬第1ポンプ場の機械設備・電気設備工事、小林ポンプ場の機械設備・電気設備工事、溝口No.2ポンプ場の進入路工事を実施しました。

平成20年度 上半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の業務状況

事業の概要

総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成20年4月1日からの入居者延人員は9名で、平成20年9月末現在9名の方が利用されております。

経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が18,955,820円、費用は21,502,849円で費用が収益を上回り、差し引き2,547,029円の損失となりました。

収益は営業収益の18,955,820円のみで、その内訳はグループホーム使用料4,941,600円、介護報酬14,014,220円です。

費用も営業費用の21,502,849円のみで、その内訳は委託料が20,284,000円、減価償却費1,214,529円、その他営業費用4,320円です。

上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容

区 分	平成19年度	平成20年度	対前年比
入居者数	9	9	-
退居者数	0	0	-

平成20年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	37,551,000	0	0	37,551,000	18,955,820	18,595,180	
第1項 営業収益	37,550,000	0	0	37,550,000	18,955,820	18,594,180	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	37,551,000	0	0	37,551,000	18,955,820	18,595,180	

支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	39,545,000	0	0	0	0	39,545,000	0	39,545,000	21,502,849	0	18,042,151	
第1項 営業費用	39,446,000	0	0	0	0	39,446,000	0	39,446,000	21,502,849	0	17,943,151	
第2項 営業外費用	94,000	0	0	0	0	94,000	0	94,000	0	0	94,000	
第3項 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000	
合 計	39,545,000	0	0	0	0	39,545,000	0	39,545,000	21,502,849	0	18,042,151	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額							執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		
第1款 資本的支出	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	0	0	1,830,000	
第1項 企業債償還金	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	0	0	1,830,000	
合 計	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	0	0	1,830,000	

損益計算書

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日

(単位:円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	21,502,849	グループホーム事業営業収益	18,955,820
委託料	20,284,000	グループホーム使用料	4,941,600
減価償却費	1,214,529	介護報酬	14,014,220
その他営業費用	4,320	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	0	雑収益	0
雑支出	0		
当年度純損失	2,547,029		
合 計	18,955,820	合 計	18,955,820

貸借対照表

平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	85,460,374	固定負債	0
有形固定資産	85,306,374	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
構築物	610,050	一時借入金	0
工具・器具及び備品	10,186,470		
車両及び運搬具	692,945	(資本の部)	
減価償却累計額	10,531,691	資本金	15,576,361
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	5,576,361
流動資産	8,534,768	剰余金	78,418,781
現金預金	4,209,184	資本剰余金	81,082,015
未収金	4,325,584	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	2,663,234
		前年度繰越利益剰余金	116,205
		当年度純利益	2,547,029
資 産 合 計	93,995,142	負 債 ・ 資 本 合 計	93,995,142

固定資産現在高表

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在額	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	95,992,065	0	0	95,992,065	10,531,691	85,460,374
有形固定資産	95,838,065	0	0	95,838,065	10,531,691	85,306,374
建物	84,348,600	0	0	84,348,600	4,333,000	80,015,600
構築物	610,050	0	0	610,050	183,015	427,035
工具・器具及び備品	10,186,470	0	0	10,186,470	5,560,933	4,625,537
車両運搬具	692,945	0	0	692,945	454,743	238,202
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	95,992,065	0	0	95,992,065	10,531,691	85,460,374

建物・構築物は、起債の償還に対して減価償却をする

工具・器具及び備品は、受贈財産であるが、定額法(4年間～8年間。品目によって異なる。)で減価償却をする。

車両及び運搬具は、受贈財産であるが、定額法(4年間)で減価償却をする。

企業債現在高表

(単位:円)

借入先	年度当初未償還高	上期分		上期末未償還額
		発行額	償還額	
三重県振興事業貸付金	5,576,361	0	0	5,576,361
計	5,576,361	0	0	5,576,361

平成19年度決算の状況

1. 概況

(1) 総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成19年度中の入居者延人員は10名で、期間中1名の退居、1名の入居があり年度末現在9名の方（定員9名）が利用されております。

営業

本年度の営業は、次表のとおりでした。

区 分	グループホーム事業		
	平成18年度	平成19年度	増 減
入居者数	11	10	1
退居者数	2	1	1

経理

収益的収支

本年度の収益は37,223,525円、費用は39,290,048円で差引2,066,523円となり純損失となりました。

収益は、営業収益が37,223,525円で、その内訳はグループホーム使用料8,653,991円、介護報酬27,171,060円、その他営業収益1,398,474円です。

費用は、営業費用が39,168,517円で、その内訳は委託料36,314,000円、減価償却費2,834,277円、その他営業費用20,240円、営業外費用は121,531円で、支払利息118,031円、雑支出3,500円です。

なお、消費税については、計上しておりません。

資本的収支

費用は1,800,552円で、その内訳は企業債返還金です。

伊勢市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 20 年 12 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 名称

河崎町旭通町内会

2 規約に定める目的

本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公会堂等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市河崎 1 丁目 5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、2 丁目 15 番、16 番、宮後 2 丁目 16 番 14 号から 15 号、17 号までの区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、伊勢市河崎 1 丁目 4 番 5 号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

伊藤 吉正

伊勢市河崎 2 丁目 16 番 8 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 20 年 11 月 28 日

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年12月12日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年12月19日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第4号 委員長選挙について
 - 発議第5号 委員長職務代理者の指定について
 - 議案第34号 伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について
 - 議案第35号 伊勢市人権教育推進プランの策定について

伊勢市選管告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,191 人
2 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	36,503 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	109,509 人

伊勢市選管告示第 68 号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項、第 5 条第 15 項及び第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,252 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,509 人

伊勢市選管告示第 69 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成 20 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 19 年 11 月 1 日
至 平成 20 年 10 月 31 日 |
| 3 公表の時期 | 平成 20 年 12 月 |

伊勢市選管告示第 70 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 19 年 11 月 1 日
至 平成 20 年 10 月 31 日 |
| 2 | 閲覧の状況 | 別紙のとおり |

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成19年11月1日

至 平成20年10月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	三重県知事	e-モニター（三重県が行う電子アンケート）	H19.11.5	全地区700件	津市広明町13	第28条の3第1項
2	(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所	4県共同地震・津波県民意識調査	H19.11.8	全地区の選挙人 251人	名古屋市中村区名駅 3-8-7	第28条の3第1項
3	(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所	犯罪被害者支援に関する県民意識調査	H19.11.14	全地区の選挙人 157人	名古屋市中村区名駅 3-8-7	第28条の3第1項
4	JFE三重 テックサービス(株)	三重県における統合医療の現状と需要調査	H19.12.10	全地区 全件 365人	津市雲出鋼管町1	第28条の3第1項
5	読売新聞社	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出	H20.2.5	早修、二見第3投票区から無作為に85人	津市栄町2-311	第28条の3第1項
6	(株)RJCリサーチ	家計消費状況調査対象者抽出	H20.2.6	中之町 50人	東京都千代田区神田 小川町3-20	第28条の3第1項
7	(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所	「平成20年度一万人アンケート調査」対象者の無作為抽出	H20.2.14	全地区の選挙人 989人	名古屋市中村区名駅 3-8-7	第28条の3第2項
8	(新)情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」	H20.4.16	勢田町 43件、宮川1丁目・2丁目 43件	東京都渋谷区恵比寿1-1 3-6	第28条の3第1項
9	(新)情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」	H20.6.23	上地町 43件 常盤1丁目 43件	東京都渋谷区恵比寿1-1 3-6	第28条の3第1項
10	(株)グリーンエコ	平成20年度防災に関する県民調査	H20.9.12	全地区 356件	大阪府中央区安堂寺町1- 3-12	第28条の3第1項
11	(社)共同通信社	政治・選挙に関する世論調査	H20.9.25	宮本第1 12人	東京都港区東新橋 1-7-1	第28条の3第1項
12	(新)情報センター	家計消費状況調査	H20.9.29	宮川1丁目 43人	東京都渋谷区恵比寿1-1 3-6	第28条の3第1項
13	朝日新聞津総局	政治・選挙に関する世論調査	H20.10.3	厚生第2 9人	津市中央9-2	第28条の3第1項

伊勢市上下水道事業告示第 35 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 20 年 12 月 12 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道部窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 21 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 4 丁目、御菌町長屋の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 90 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 12 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	8,000 m ²	1 年
2 人	2 人	3,866 m ²	2 年
9 人	5 人	45,114 m ²	3 年
15 人	4 人	94,453 m ²	5 年
1 人	1 人	3,960 m ²	10 年

伊勢市公告第 91 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 12 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市船江	雑種	茶	雄	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 20 年 11 月 29 日

3 抑留期限 平成 20 年 12 月 5 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 92 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 20 年 12 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
明野南部公園	伊勢市小俣町明野 1822 番 1

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 5 日

伊勢市公告第 93 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 20 年 12 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	通知書番号
TIROL SUSAN TERESITA NAGAL	小俣町相合 978 番地 2	0000927-3
GAVIOLA CECILIA CUTLER	大湊町 220 番地 55	0003435-3
宮崎 俊雄	浦口 4 丁目 12 番 16 号	0005422-8
山田 宗生	常磐 3 丁目 6 番 17 号 メゾンイースト 301 号室	0005994-5
濱崎 和紀	御菌町小林 958 番地 3 福島ハイツ 1-E	0303716-6

伊勢市公告第 94 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 12 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町 山田原	雑種	薄茶	雄	小	91 日以上	黒い色の 首輪

2 抑留した日 平成 20 年 12 月 8 日

3 抑留期限 平成 20 年 12 月 15 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年12月11日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画公園事業

2・2・24号川辺公園

2・2・25号船江公園

2・2・50号鶴辺公園

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市監査委員公表第3号

平成19年度定期監査結果（意見）等に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成20年11月28日

伊勢市監査委員 小 松 尚 平
伊勢市監査委員 浦 野 卓 久
伊勢市監査委員 品 川 幸 久

定期監査結果に対する措置状況

【健康福祉部】

所管課等	意見	措置状況
健康課	<p>(1) 健康管理は自助努力を基本に捉え、健康づくりを推進されたい。</p> <p>(2) 国の医療構造改革により高齢者の医療の確保に関する法律が公布され、生活習慣病予防のための「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が義務付けられ、平成20年4月から施行されることとなったが、市民へ十分な周知を図られるとともに、関係課及び関係機関と連携のもと円滑な事業の実施を望むものである。</p>	<p>「実施中」 伊勢市健康づくり推進条例を7月11日に施行し、市民自らが自己に適した健康づくりを積極的に実施できるよう、健康づくりへの意識啓発や体制整備等、健康づくりに取り組んでいる。</p> <p>「実施中」 広報(6月号)及びケーブルテレビを通じて市民への周知を図った。また、国民健康保険被保険者・長寿医療制度被保険者・医療保険未加入者への健康診査については、医療保険課をはじめ関係各課・関係機関と連携をとって事業を実施している。</p>
医療保険課	<p>(1) 国民健康保険料については、加入者負担の公平性の確保の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。</p> <p>(2) 時間外勤務については、国保制度の改正などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p> <p>(3) 75歳以上の後期高齢者について「後期高齢者医療制度」が創設され、三重県後期高齢者医療広域連合を中心とした準備作業が展開されているところである。市民への適切な情報提供をお願いするとともに、平成20年4月からの円滑な施行に向け努力されたい。</p>	<p>「措置済み」 制度の健全な運営を図るため、夜間徴収等徴収体制のさらなる強化により、保険料の収納確保に努めます。また、滞納に対しては、今後とも時効の中断等を実施し、より一層の収入の確保を図ります</p> <p>「実施中」 本年度については、後期高齢者医療制度の施行、また国保制度の改正等があり、時間外勤務の増加が予想されるが、係内の協力体制等を確立して、極力人件費削減に努めます。</p> <p>「実施中」 制度施行初年度であるため、市の行う業務についての円滑な実施を図るための体制の確立、及び適切な時期に適切な情報の提供を図ります。</p>
介護保険課	<p>介護保険料については、加入者負担の公平の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。</p>	<p>「措置済み」 加入者負担の公平の観点から、訪問徴収・文書催告など今後も徴収体制を強化するとともに、高齢者福祉の推進の観点からも、今後も被保険者の納付の機会を確保することにより、より一層の保険料収入の確保に努めます。</p>

定期監査結果に対する措置状況

【健康福祉部】

所管課等	意見	措置状況
生活支援課	<p>(1) ふれあいのまちづくり事業推進のため、社会福祉法人社会福祉協議会に補助金を交付し、弁護士による無料法律相談事業を実施しているが、広報広聴課においても同一事業があることから、整合を図り事業の統一を望むものである。</p> <p>(2) 生活保護費が毎月資金前渡通帳に振込まれるが、年度当初は年度末分と混在するため、さらにわかりやすい整理簿を作成されたい。</p>	<p>「措置済み」 社会福祉協議会は、地域住民の身近な相談窓口としての役割を果たす必要があり、18年度において、市1/2補助を財源としたふれあいのまちづくり事業の中で「無料法律相談」及び「心配ごと相談」を実施しておりました（残り1/2は共同募金配分金を充当しています）。</p> <p>特に、無料法律相談は、社会福祉協議会の各支所を巡回で開催していること、1件あたり最大30分の相談時間を設けていることから、市役所まで来られない地域の住民や長時間の相談希望者に対応していました。</p> <p>事業の統一については、平成18年度に広報広聴課と社会福祉協議会で2度協議を行い、事業を統一して実施することは、①サービスの低下に繋がると思慮される②統一して実施する予算が確保できない、ということで、現在双方で実施しておりました。</p> <p>ただ、19年度以降については、共同募金配分金で全て賄うこととなりましたが、今後も、よりよい方法を広報広聴課及び社会福祉協議会、生活支援課で検討していきます。</p> <p>「措置済み」 これまででも、出納簿を作成し通帳との確認を随時行っていたが、年度当初の現年度分・過年度分の状況をより明確にするよう、整理簿を作成した。</p>
こども課 (各保育所含む)	<p>(1) 保育料の収入未済額については、受益者負担の公平を期する面からも、保育所（園）と連携のもと保護者の理解を求め、未収金の解消に向け努力されたい。 また、集金袋の活用など対面による収納など納付方法についても工夫されるよう望むものである。</p> <p>(2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「検討中」 伊勢私立保育園連盟を通じて、私立保育所各園との保育料収納事務委託契約を打診しているところであるが、公平な収納事務を実施するためには、私立保育所全園の協力を得る必要があり、今後も全園の協力が得られるように調整していきたい。 また、個別訪問を実施するなどして、未収金の解消に努めたい。</p> <p>「実施中」 業務の効率化を図り、事務分担の見直しや協力体制を整える等、時間外勤務の削減に努めている。</p>

定期監査結果に対する措置状況

【健康福祉部】

所管課等	意見	措置状況
障がい福祉課	時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。	<p>「実施中」</p> <p>平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、膨大な事務量が課せられている中、限られた人員で当該事務処理をこなしていくには一定の時間外勤務対応も致し方ないところであると考えます。</p> <p>しかしながら、法施行から2年経過となる平成20年度は各担当職員個々による事務処理の効率化、時間外抑制に対する職員意識の向上、ノー残業ダイの取り組みの徹底等、時間外勤務削減に努めており、平成20年度9月までの時間外勤務の実績は前年度を大きく下回っているところであります。</p>

随時監査結果に対する措置状況

【産業部】

所管課	意見	措置状況
産業支援センター準備室 (※平成20年4月1日産業支援課に名称変更)	<p>【産業支援センター新築工事】</p> <p>(1) 公共建築物においては、特定施設の適否に関わらずあらゆる面から福祉仕様について検討されることを望むものである。</p> <p>(2) 物価資料及び業者見積価格の決定基準は平成2年度のままで、査定率が改正されることなく適用されている。現行と大きな違差はないと思慮するが改正を検討されたい。</p>	<p>「処置済み」 施設の特性上、機密保持の観点から遮音性を優先している為、完全な福祉仕様の建物とはなっておりません、しかし、利用者の利便性を向上させるため職員による支援を行っています。</p> <p>「実施中」 査定率については、県内にて調査を行い、問題のないものと考えています。なお、市独自で行っている諸経費率については平成21年度に改正を検討しています。</p>

【都市整備部】

所管課	意見	措置状況
基盤整備課	<p>【日赤東紡線道路改良工事】</p> <p>平成13年施行の「入札・契約適正化法」の主旨に則り、引き続き適正な施工体制の形成を望むものである。</p>	<p>「実施中」 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の主旨に則り、今後も引き続き工事の適正な施工の確保に努めていきます。</p>

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【健康福祉部】

所管課等	意見	措置状況
生活支援課	<p>【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】（財政援助団体）</p> <p>（ア）事業報告書には「ふれあいのまちづくり事業補助金」「福祉ボランティア育成事業負担金」をはじめ、他の委託料等別途市から支出されている事業に対する記述が多く見受けられ、社会福祉運営事業負担金に対する実績については、事業の目的に即した具体的な事業内容がみえにくい状況になっている。</p> <p>社会福祉法第109条に規定された地域福祉の推進を図るため、本来の趣旨に沿った事業展開の精査を願うものである。</p> <p>（イ）ふれあいのまちづくり事業で実施する法律相談については、伊勢市広報広聴課が行う法律相談と整合を図り、統合に向けて検討されたい。</p> <p>（ウ）社会福祉運営事業負担金（法人運営事業）は人件費が大半を占めている中で、税理士及び社会保険労務士の報酬が多額であると思慮されるため、金額及び市負担の必要性を検証されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>市の出資により法人設立された「伊勢市社会福祉協議会」は、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置づけられています。</p> <p>また、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、社会的なつながりも希薄化する中、高齢者や障がい者など生活弱者と言われる人たちにとって、一層厳しい状況になっていることから、社会福祉協議会の存在意義はますます大きくなりつつあります。</p> <p>この社会福祉協議会運営事業負担金は、民間社会福祉活動を推進するにあたり実施する調査、企画、連絡調整などを行うとともに、広報をはじめとする実践活動をする人件費等を負担するものであり、いわば、「縁の下の力持ち」的なもので、安定した社会福祉事業を継続して実施することを可能とするものです。</p> <p>また、他の2事業のように特定の事業を実施する経費に直接的に支出するものではなく、社会福祉協議会そのものを支援する負担金であり、具体的な内容を表現することは難しいですが、社会福祉協議会という法人を運営する基盤を強化することにより、地域福祉全般を推進することに大いに貢献するものです。</p> <p>《人件費》 正規職員13名、嘱託職員3名、非常勤職員2名 合計18名</p> <p>「検討中」 定期監査結果（生活支援課の意見（1））に対する措置状況と同様</p> <p>「措置済み」</p> <p>平成16年の税法改正にて簡易課税による消費税申告を、平成19年には本則課税による消費税申告をしなければならなくなりました。しかし、申告にあたり消費税の複雑な経理事務、計算が必要となりますが、当職員において専門的知識のある職員がいないことから税理士に委託をしているところです。</p> <p>平成20年度において、社協の経理事務の効率化を図ることにより、税理士の作業量の削減により契約の見直しを行うとともに、法人事業と介護事業の経費区分を明確にすることにより、それぞれの事業で支出することで経費削減に努めました。</p>

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【観光交通部】

所管課等	意見	措置状況
<p>社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構</p>	<p>【社団法人 伊勢志摩コンベンション機構】（財政援助団体） 官民が一体となり、より一層伊勢志摩地域の観光振興に取り組まれるよう期待するものである。事業報告については、事業の効果及び実績を正確に把握するためにも、主体となって取組まれた内容を記述されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」 事業報告の前文内容にある地域内での諸行事については、今後、適切に文言の整理を行います。</p>

伊勢市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成20年度の定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり、監査結果を公表します。

平成20年12月4日

伊勢市監査委員	小	松	尚	平
伊勢市監査委員	浦	野	卓	久
伊勢市監査委員	品	川	幸	久

平成 20 年度

定期監査等結果報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

定 期 監 査	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	1 頁
2 定期監査の対象事務	2 頁
3 監査を実施した監査委員	2 頁
4 監 査 の 方 法	2 頁
5 監 査 の 主 眼	2 頁
6 監 査 の 結 果	2 頁
検 査 室	3 頁
総 務 部	4 頁
財 務 政 策 部	5 頁
生 活 部	6 頁
環 境 部	6 頁
健 康 福 祉 部	7 頁
産 業 部	9 頁
観 光 交 通 部	10 頁
都 市 整 備 部	11 頁
二 見 総 合 支 所	12 頁
小 俣 総 合 支 所	13 頁
御 薮 総 合 支 所	13 頁
会 計 課	14 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	14 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	15 頁
農 業 委 員 会 事 務 局	16 頁
7 む す び	16 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成20年10月8日から平成20年11月25日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 20 年 10 月 8 日	神社支所、四郷支所
平成 20 年 10 月 8 日	大湊支所、宮本支所、浜郷支所、豊浜支所(書類監査)
平成 20 年 10 月 9 日	北浜支所、城田支所、沼木支所
平成 20 年 10 月 20 日	秘書課、電算システム課、管財契約課、総務課
平成 20 年 10 月 21 日	危機管理課、職員課、広報広聴課、課税課
平成 20 年 10 月 23 日	財政課、収税課、市民参画交流課
平成 20 年 10 月 24 日	地域内分権推進課、合併調整室、人権政策課、戸籍住民課
平成 20 年 10 月 27 日	市立伊勢総合病院
平成 20 年 10 月 28 日	環境課、資源循環課、清掃課
平成 20 年 10 月 30 日	御菌総合支所地域振興課、福祉健康課、生活環境課、 農業委員会事務局
平成 20 年 10 月 31 日	こども課、障がい福祉課、しらとり園、保育所きらら館、 子育て支援センターきらら館
平成 20 年 11 月 4 日	医療保険課、生活支援課、健康課、大世古保育所
平成 20 年 11 月 5 日	介護保険課、長寿課、御菌第一保育園、五峰保育園
平成 20 年 11 月 6 日	商工労政課、産業支援課、企業誘致課
平成 20 年 11 月 7 日	農林課、水産課、産業部現地
平成 20 年 11 月 10 日	観光企画課、観光事業課、交通政策課
平成 20 年 11 月 11 日	監理課、用地課、基盤整備課、行政経営課
平成 20 年 11 月 13 日	維持課、宮川・横輪川改修対策室、都市計画課
平成 20 年 11 月 14 日	建築住宅課、検査室、都市整備部現地
平成 20 年 11 月 17 日	小俣総合支所地域振興課
平成 20 年 11 月 18 日	教育総務課、文化振興課、小俣総合支所生活環境課、福祉健康課
平成 20 年 11 月 19 日	学校教育課、教育研究所、生涯学習・スポーツ課
平成 20 年 11 月 21 日	二見総合支所地域振興課、生活環境課、福祉健康課
平成 20 年 11 月 25 日	会計課

2 定期監査の対象事務

平成20年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施した。

3 監査を実施した監査委員

小 松 尚 平（識見監査委員）
浦 野 卓 久（識見監査委員）
品 川 幸 久（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、諸帳簿・書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、又、前年度に指摘、要望した事項については適切に対応されているか等を主に実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

（全般的共通事項）

(1) 事務事業については予定どおり遂行され、予算の執行においては、書類・帳簿等の一部に不備が見受けられたため、その場において指示をして改善を促したが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも真に市民が求めるニーズを的確に把握され、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 厳しい社会情勢の中で、収納業務従事職員については鋭意努力をされているところであるが、自主財源の確保はもとより公平負担の原則からも、収納率の向上と収入未済額の解消に向けて特段の取り組みをされるよう望むものである。

- (3) 各種補助金・負担金については、諸団体の事業実績を見極め、必要性や効果などの内容を十分精査した上で、予算執行の適正化を図るとともに、繰越金が多額なものについては見直しを行なうなど負担額を精査されたい。
また、各課が事務補助をとっている実行委員会等の委託料、補助金及び負担金については、繰越金の精算について検討されたい。
- (4) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。特に契約を締結した場合の支出負担行為漏れ、随時の調定時における調定日の誤りが見受けられたので注意されたい。
- (5) 時間外勤務については職員の健康管理及び人件費削減の面からも削減に向け積極的に取り組まれているところである。管理職員におかれては、常に業務の見直しを行い事務の無駄をなくすとともに、事務分担の見直しを行い特定の職員に業務が集中することがないように配慮を望むものである。
- (6) 2部複写の手書き領収書については、あらかじめ一連番号が付されていないもの、収入科目の記載がないもの、書損の処理が適正に行われていないものが見受けられたので適正な事務処理をされたい。
- (7) 郵券については、郵券切手受払簿の記載漏れ等により残数が一致しないもの、規定の様式で整理されていないものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (8) 公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、民間事業者のノウハウを活かしながら、利用者へのサービス向上を目指すとともに管理運営経費の縮減のため、いせ市民活動センターを始めとし、民間事業者に順次施設の管理を委託しているところである。
今後とも指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、その目的が達成されているか基本協定書などにより適正に検証されたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 工事検査の成績評定については新たに採点マニュアルを作成し、評定の客観性・公正性の確保に取り組まれているところである。今後は、評定が業者の指導・育成や工事発注事務関係に反映できるよう研究を重ねられるよう望むものである。
- (2) 年度末に工事の完成が集中する傾向にあることから、円滑な検査業務の遂行のため工事案件の平準化について担当課への指導を願うものである。
また、設計変更については、理由を精査されるとともに適切な指導を望むものである。

総 務 部

秘書課 総務課 広報広聴課 職員課 管財契約課 電算システム課
危機管理課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【秘書課】

意見

- (1) 時間外勤務については、諸行事出張などやむを得ない事情の中で削減に取り組みられているが、引き続き削減に向け努力されたい。

【総務課】

意見

- (1) 各種審議会等については、伊勢市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき設置されているところである。より実効性のある組織とするため、設置目的を常に検証されるとともに、委員の選任にあたっては市全体としてバランスを図り、幅広い人材の登用に努められるよう望むものである。
- (2) ゆうちょ銀行・郵便局と他の金融機関の間で振込が可能になることに伴い、後納郵便料の支払方法について協議し、事務処理の効率化を図られたい。

【広報広聴課】

意見

- (1) 市政の情報を適時、適切に市民に広報することは重要なことであるが、広報いせとお知らせ版を統合し、月1回の発行について検討されるよう望むものである。
- (2) 人権相談については、相談者が少ない状況で推移している。相談窓口の統一について関係機関と協議され、見直しを含めて検討されたい。

【職員課】

意見

- (1) あらかじめ予定されている夜間の会議・説明会及び業務については、職員の健康管理及び時間外勤務削減の観点からも、可能な限り時差出勤の推進を願うものである。
- (2) 新市の一体感の醸成を図り、合併にかかる諸問題の解決、調整を着実に推進するため、適正な職員配置について特段の配慮を願うものである。

【管財契約課】

意見

- (1) 電子入札の本格導入に伴う事務処理の効率化、入札契約手続きの透明性の確保及び競争性の向上に期待するところである。
電子入札実施に伴い最低制限価格の算出基準が変更されたが、今後も入札制度については、常に検証されるとともに、工事品質等の確保のため、調査や監督・検査業務等について一層の徹底に努められたい。
また、コンサルタント関係の入札については、入札方法の研究を願うものである。

【電算システム課】

意見

- (1) 市が保有する個人情報の流失を防止するため、セキュリティポリシーの職員研修については、一層取り組みの強化を図られたい。
- (2) 財務会計システムの更新にあたっては、財務事務監査の視点からも帳票出力の内容について検討を願うものである。

【危機管理課】

意見

- (1) 防災無線の可聴状況については、市民の災害情報の正確かつ迅速な収集のため、不具合が生じないよう常に地域と連携のうえ確認されたい。
また、有事のサイレン音等については、気象条件、住宅の遮音性等の向上も十分考慮されたい。
- (2) 居住学区以外への一時的な避難方法について整理されるとともに、避難場所についても周知徹底されるよう望むものである。
- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

財 務 政 策 部

財政課 課税課 収税課 行政経営課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【財政課】

意見

- (1) 内部情報系システム等各種の使用料及び賃借料については、予算の平準化のためリース契約を締結されているところである。リース契約においては償却資産税分 1.4%とリース利息が加算されることになるため、買取りを選択した方が長期的には市の財政面からも有利になる。
今後のシステム等の導入にあたっては、買取りとリースの比較を行い総合的に判断されるよう望むものである。

【課税課】

意見

- (1) 財政状況の厳しい中であっては自主財源の根幹をなす市税の確保は、最も影響を与えるものである。引き続き、正確な課税客体の把握を行い、公正な課税に努められたい。
また、賦課データ処理にかかるチェック体制の充実・強化を望むものである。

【収税課】

意見

- (1) コンビニエンスストアにおける収納については、平成 21 年度から全税目が対象となり、納付機会の拡大による収納率の向上に期待するところである。
財政の健全化及び市民負担の公平を期するうえからも、引き続き実効性のある対策を工夫され早期納付の推進を図るとともに、収入未済額の解消に向けて取り組みを強化されるよう望むものである。

【行政経営課】

意見

- (1) 市の行政サービスに対する事業仕分けについては、行政改革の切り札として各地方公共団体で取り組みが始まっているところである。事務事業の見直しにあたっては外部評価が有効とされていることから、研究、検討されるよう望むものである。

生 活 部

市民参画交流課 地域内分権推進課 戸籍住民課（各支所含む。） 人権政策課
合併調整室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民参画交流課】

指摘事項

- (1) 神社コミュニティセンターの管理委託については、会議室の貸館業務がないにも関わらず、他のコミュニティセンターと同額の委託料が支払われている。
常に業務内容を把握し、適正な委託金額で執行されたい。

意見

- (1) コミュニティセンター図書室の日曜日の開館については、利用状況を把握の上、委託料と来館者数を総合的に判断され、開館の是非について検討願うものである。
- (2) 豪州中学生派遣交流事業の趣旨については理解するものであるが、生徒間の公平性とその必要性について更に検討されるよう望むものである。

【地域内分権推進課】

意見

- (1) 地域内分権は、新たな地域自治の仕組みとして必要なことは理解できる。しかし、合併協議において市民の高福祉、低負担での調整がなされ、今後行政サービスと地域で担うべき事業の整理並びに助成制度の見直しが困難を極める中での事業であるので、慎重な事業展開を望むものである。

【戸籍住民課（各支所含む。）】

意見

- (1) 市民カードについては、市民の利便性の向上と窓口業務の緩和のため、職員を含め、その普及に努められるよう望むものである。
- (2) 自動交付機の利便性について一層積極的なPRを行い、自動交付機が最大限に活用されることを望むものである。
また、利用頻度の低い自動交付機については、費用対効果を考慮の上、設置場所の変更も含めて検討されたい。

【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却の収入未済額については、引き続き解消に向け努力されたい。
また、長期滞納者については賃貸借契約への移行についても検討されるよう望むものである。

【合併調整室】

意見

- (1) 合併調整時における格差については、早期の是正に向けた取り組みを願うものである。

環 境 部

環境課 資源循環課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【環境課】

意見

- (1) 環境にやさしいエネルギーへの移行が課題となる中、「伊勢市地域新エネルギービジョン」に基づく重点事業として、生ごみ、廃食油のエネルギー利用の実現に向けて調査をされているが、生ごみによるバイオマスエネルギー化は焼却施設の延命化が図れるなど大きな期待を寄せるところである。
今後、経済性を十分に考慮され、事業を推進されるよう望むものである。

【資源循環課】

意見

- (1) ごみの減量化、資源化の推進と受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について引き続き検討されたい。
- (2) ごみ収集・処理業務については、合併協議に基づき異なる収集内容及び収集体制により実施されているところであるが、格差の是正及び収集効率の向上を図るため、十分に地域住民の理解を得ながら早期統一に向けて取り組まれるよう望むものである。
また、戸別収集地域におけるステーション化を一層推進されたい。
- (3) ごみの減量化及び資源化を図るため資源化実験事業に取り組まれているが、減量化率等微減しているため、より実効性のある実験となるよう対策を講じられたい。
また、ごみ減量化容器購入等に対する補助による使用状況及びごみの減量化率の効果について常に検証を願うものである。

【清掃課】

意見

- (1) 収集における効率化を図り、一部民間委託によるごみ処理経費の削減に取り組まれているところである。民間委託の拡大を図られるよう望むものである。
- (2) 職員の健康管理、交通事故、及び公務災害の防止については鋭意取り組まれているところであるが、今後とも的確な指導を願うものである。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課（各保育所含む。）
長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) 医療制度改革に伴い、特定健康診査等が実施されているところである。生活習慣改善や一次予防を目指した健康づくりが重要となる中で、今後も引き続き「自らの健康は自ら守る」という健康に対する自己管理意識の啓発に取り組まれるとともに、誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らすためにも、関係各課と連携し、健康づくり事業の推進に一層積極的に取り組まれるよう望むものである。
- (2) 市民の利便性の向上のため、横断的な取り組みとして健康福祉部内の医療保険などに関する簡単な窓口業務のワンストップサービスを推進されるよう願うものである。

【医療保険課】

意見

- (1) 国民健康保険料については、後期高齢者医療制度が導入されたことにより収納環境が一段と厳しくなることも予想され、国民健康保険料（税）の収入未済額の増加による、国民健康保険特別会計への影響を懸念するものである。更に加入者の理解を求め、折衝機会の確保や差押え等厳正な対処を行うなど収納率の向上及び滞納抑制に一層努めるとともに、不納欠損額の縮減に引き続き格段の努力をされたい。
- (2) 時間外勤務については、新たな医療制度の定着、安定した運営などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

【介護保険課】

意見

- (1) 介護保険料については、加入者負担の公平の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。

【生活支援課】

意見

- (1) 生活保護については、他の自治体で不正受給が発覚し、厳しい監視の目が向けられているところである。生活保護の認定作業にあたっては、法の趣旨にのっとり、又、不公平のないよう、適正な調査に基づき、厳正、慎重な取り扱いを望むものである。
- (2) 社会福祉協議会の本来の役割については、従来からの踏襲型でなく、見直す時期にきているため、その方向性を明確に整理されるよう望むものである。

【こども課（各保育所含む。）】

意見

- (1) 今、社会問題となっている保育料の滞納により、収入未済額が年々倍増しており憂慮するところである。徴収体制の確保が困難な状況も理解するが、公平な負担の観点からも保育所に在所している間に所長等と連携して、あらゆる手段を講じて納付指導を行い、早期の徴収に努められたい。時代の流れに反することであるが、現金納付について検討されたい。
なお、時効の完成により権利の消滅したものについては不納欠損処分を適切に行なわれたい。
また、私立保育所の保育料は、現在市が徴収し、収入未済額も含めて私立保育所に渡しているが、私立保育所自らが行うように、私人委託について検討されたい。
- (2) 放課後児童クラブにおける死亡事故については、衷心より哀悼の意を表するところである。
市が民間委託する放課後児童クラブについて損害賠償保険金を負担しているが、公金支出の是非について精査願うものである。
- (3) 放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。
- (4) 時間外勤務についてはやむを得ない事情も理解するが、特定の職員に集中しているため、健康管理の面からも平準化を図り、人件費削減に向け努力されたい。

【長寿課】

意見

- (1) 高齢化が進展する中で、介護予防事業を担っているが、関係各課と連携を図り、総合的対策の一層の充実に努められたい。
- (2) 地域包括支援センターが新たに開設されるが、伊勢市地域包括支援センターとの整合を十分図り、効率的、効果的な運営による経費の削減と福祉サービスの向上に努められるよう望むものである。

【障がい福祉課】

意見

- (1) 時間外勤務については、窓口対応及び電話相談などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

産 業 部

商工労政課 企業誘致課 産業支援課 農林課 水産課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社に対する貸付金については、平成 22 年度に償還期限が到来するため、十分な事前協議を重ね、遅滞ない返還処理をされるよう望むものである。

【企業誘致課】

意見

- (1) 企業誘致については、現下の厳しい経済状況の中で大変難しい面もあると察するが、積極的な PR 活動を展開され、実効性のある誘致対策を推進されたい。
- (2) コピー代について、納入通知書兼領収書を発行しているが、随時の収入であることから、出納員等の任命について検討されたい。

【産業支援課】

意見

- (1) 起業家支援室を利用している利用者の事業所の本社登記住所が起業家支援室となっているため、法律的な部分も含め整理されたい。
- (2) サン・サポート・スクエア伊勢については、市単独事業による県内初の施設として費用対効果も含め各方面から注目されているところであるが、開設後間もないことも要因となり、全体的に利用状況が極めて低いことから、利用者拡大に向け実効性のある PR 策を検討されたい。
- (3) 新産業創出支援事業補助金については、審査会を経て交付決定されているが、事業の採択にあたっては地場産業の活性化と企業力の強化を図るものとなっているかどうか、新開発の事業内容及び成果を十分精査され、補助効果の向上を願うものである。

【農林課】

意見

- (1) 現在、遊休農地をどのように活用していくかが課題となっていることから、新たな農業施策として、関係課及び関係機関と十分な連携を行い、農地及び遊休農地の有効活用を検討するとともに、成功事例が他府県にあるので、農業先進地事例を研究され、農業従事者の安定した収入の確保のため、経営指導を行っていただきたい。

【水産課】

意見

- (1) 漁港の整備、アサリ養殖及び稚鮎等放流事業等を行い漁業経営の安定化のため取り組まれているところであるが、今後も資源の確保と漁獲量の増大を図り、漁業振興のため努力されたい。
なお、各放流事業については、関係機関と連携し効果の測定を実施されたい。

観 光 交 通 部

観光企画課 観光事業課 交通政策課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【観光企画課】

意見

- (1) 観光客招致については、観光販売システムズなど民間とのタイアップにより販路拡大に取り組み、クーポン利用による入込客数の把握など事業効果の検証を兼ねた仕組みづくりは評価するところである。今後も魅力あるしかけづくりなど効果的な観光戦略を展開されたい。
また、観光行政には専門家のノウハウを活かすことは極めて有効であるので、積極的な活用を望むものである。
- (2) 平家の里の指定管理については、応募者がいない残念な状況となり閉鎖もやむを得ないと思慮するところである。今後は当地の地域資源を活かした地域主体による振興策が展開されるよう期待するものである。
- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、引き続き人件費削減に向け努力されたい。

【観光事業課】

指摘事項

- (1) 宮川花火大会実行委員会の事務処理において、領収印漏れなど一部不適切な事務処理が見られたので適正に処理されたい。
また、負担金の適正化について検討されたい。
なお、特別会計で基金が積み立てされているが、基金積み立てにかかる規定がないので、会計を明確にするためにも早急に整備されるとともに、基金によらない補正対応についても検討されたい。

意見

- (1) 全日本花いっぱい伊勢大会については多大な経費を要するため、費用対効果を考慮のうえ、一過性の事業となることを防止し、リピーターの確保に向けた対策に取り組まされたい。
また、大会を成功させるため、市民、関係団体などに協力を呼びかけ会場以外が花いっぱいとなるよう願うものである。
- (2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

【交通政策課】

意見

- (1) 海上アクセスと宇治山田港湾の発展については、広域的連携が極めて重要であると思慮するところである。所期の目的の達成に向け、トップセールスによる一層の推進を期待するものである。
- (2) 三重交通の伊勢大淀線については今年度末で廃止の意向が伝えられるなど当市を取り巻く公共交通網はより一層厳しいものとなっている。
今後はコミュニティバスのルートの検討に加え、デマンド方式、タクシーの効率的活用など新たな公共交通のあり方を模索する必要があるが、費用対効果を考慮し総合的、体系的な公共交通施策について検討されるよう望むものである。
- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、引き続き人件費削減に向け努力されたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。しかしながら、設計変更が多数見受けられること、また、年度後半に工事が集中する傾向にあることから、十分な事前調査と年間の施工計画の確立を図られたい。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

意見

(1) 事務補助団体の各種負担金の繰越金が多額になっているものが見受けられた。厳しい財政状況下であるため、各構成団体と協議し、事業内容等を勘案のうえ、一時的な負担金支出の見送りも含め、負担額の適正化について見直しされたい。

なお、総会等の会議費については、公の施設や準じる施設で開催するなど経費の削減に努められたい。

また、支出が新聞広告代のみのものが見受けられたので、事業が形骸化していないか検証されたい。

【都市計画課】

意見

(1) 商工会議所等関係機関との連絡調整を密にしながら、まちづくり会社の早期設立に向けて鋭意努力されるよう望むものである。

(2) 駅前整備については同趣旨の調査委託が見受けられるので、今後整理統一されたい。

【基盤整備課】

意見

(1) 快適な市民生活に欠かせない道路整備及び街路整備並びに浸水対策事業等の基盤整備については、必要不可欠なことから優先順位等の実施計画に基づき事業を推進されるよう望むものである。

【維持課】

意見

(1) 土木施設の維持管理及び補修等においては市民生活に影響を及ぼさないよう適切な対応を望むものである。

なお、直営工事については、緊急時に迅速な対応ができるという利便性もあるが、コスト面において委託した場合の比較検討も行い、今後の課題として研究されたい。

(2) 土地賃借料において、利用度の低い借地については見直しが必要と思われる。

(3) 時間外勤務については、業務量の増などやむを得ない事情も理解するが、特定の職員に集中しているため平準化を図り人件費削減に向け努力されたい。

【用地課】

意見

(1) 不動産の精度を高めることは、官民境界の立会の簡素化、土地取引及び公共事業等の円滑化や経費の節減、固定資産税等課税客体の適正化等の諸成果が期待できることから、地籍調査の確実な推進を願うものである。

(2) 用地の取得、補償交渉等の業務にあたっては多々の苦労がうかがえるところであるが、工事の円滑な推進のため、更なる努力を期待するものである。

【建築住宅課】

意見

- (1) 生活保護受給者の住宅使用料については、受給者及び関係課と協議を重ねられ、委任による生活保護費からの納付に取り組みられるよう望むものである。
また、引き続き収入未済額の解消に向け努力されたい。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、引き続き努力されるよう望むものである。
- (3) 市営住宅入居申込みについては、申し込み資格の有無を選考委員会の認定を経て最終的には抽選により決定している。また、民間の選考委員の中には専門家でない委員もみえることから、経費削減の観点からも庁内体制による選考委員会について検討願うものである。
なお、入居時の連帯保証人の資格については、市営住宅管理条例施行規則で規定されているが、基準の厳格化についても検討願うものである。
- (4) 耐震診断基準に満たない市営住宅については、入居者の安全確保のため早期に解体を行なうとともに整備方針については将来の市営住宅の方向性について十分議論を尽くされ、計画を策定していただきたい。

二 見 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 多額の郵便切手が保管されていたが、予算の効率的執行を図る観点からも、必要最小限の枚数を保管されるとともに、即時利用の見込めないものについては、保管転換するなど有効活用されたい。
- (2) マイクロバスについては使用目的を精査されるとともに、一義的には年間契約を行なっている管財契約課所有のマイクロバスの使用が有利であるため、全庁的な観点から可能な限り利用課及び所管課と日程調整し、委託料の削減に努められるよう望むものである。

【生活環境課】

意見

- (1) ごみ収集・処理業務については、合併協議に基づき異なる収集内容及び収集体制により実施されているところであるが、格差の是正及び収集効率の向上を図るため、十分に地域住民の理解を得ながら早期統一に向けて取り組まれるよう望むものである。

【福祉健康課】

意見

- (1) 放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。
また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会に対して放課後児童クラブの管理について指定管理を行っているところであるが、利用料の徴収業務を含めた委託とするよう検討されるとともにそれぞれ異なる委託料の積算根拠についても整理されたい。

- (2) 放課後児童クラブについては、平成22年度末の指定管理期間満了に伴い、運営形態を検討されるとともに、民間委託を行う場合の人件費の算定にあたっては、職員の配置状況など他のクラブと経費について十分比較検討されるよう望むものである。

小 俣 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 「おばたま祭り」については、実行委員会方式による市民手作りのまつりとして運営され関係者の準備や努力に対し敬意を表するところであるが、新市の一体感の醸成のため、継続してまつりのあり方について検討を願うとともに、事務を団体に委ねることについても引き続き協議を重ねられたい。
また、負担金の適正化について検討されたい。
なお、特別会計で基金が積み立てされているが、基金積み立てにかかる規定がないので、会計を明確にするためにも整備されるよう望むものである。

【生活環境課】

意見

- (1) 小俣北部保健福祉会館に設置されている自動交付機については、設置の経緯、合併協議を尊重するところであるが、利用頻度が低いことから、他所での有効活用について地域住民の理解が得られるよう調整を願うものである。

【福祉健康課】

意見

- (1) 放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。
また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会に対して放課後児童クラブ及び児童館の管理について指定管理を行っているところであるが、利用料の徴収業務を含めた委託とするよう検討されるとともに各クラブで異なる委託料の積算根拠についても整理されたい。
- (2) 放課後児童クラブの指定管理期間満了後は、統一的な運営形態となるよう検討されるとともに、民間委託を行う場合の人件費の算定にあたっては、職員の配置状況など他のクラブと経費について十分比較検討されるよう望むものである。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) デジタル化に伴うCATV加入負担金の見直しについては、格差是正の解消がスムーズに移行するよう、あらかじめ地域住民に十分な周知を行われるよう望むものである。
- (2) マイクロバス使用にあたっては使用目的を精査され貸出しを行なっているところであるが、一義的には年間契約を行なっている管財契約課所有のマイクロバスの使用が有利であるため、全庁的な観点から可能な限り利用課及び所管課と日程調整し、委託料の削減に努められるよう望むものである。
- (3) 「御園ラブリバーふれあいまつり」については、新市の一体感の醸成のため、継続してまつりのあり方について検討を願うとともに、事務を団体に委ねることについても引き続き協議を重ねられたい。

【福祉健康課】

意見

- (1) 放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。

会 計 課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 資金管理については、資金管理及び運用基準により安全でかつ有利な運用をされているところである。しかし、歳計現金については、必要以上の資金が普通預金(決済用普通預金)に保管されていると見受けられるので、適切な資金繰りを行い、更に有利な資金運用を望むものである。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 医師及び看護師の確保については精力的に取り組まれているところであるが、病院運営の根幹をなすものであるため、更に努力されるよう望むものである。
- (2) 患者サービスの向上及び新たな未収金を生じさせないため、クレジットカード納付の早期導入を願うものである。
また、未収金対策として支払督促制度の活用について検討されているが、積極的に推進されるよう望むものである。
- (3) 給食業務委託に向けて鋭意取り組まれているところであるが、早期に実現されるよう期待するものである。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

意見

- (1) 教育委員については、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する方を選任されているところであるが、その選任方法については、前例踏襲を見直し、一考願い、更なる教育行政の充実を願うものである。
- (2) 長が有している予算の執行権については、地方自治法第 180 条の 2 の所定の手続きにより正式に委任することで予算の執行権を持つことができるとあり、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づき委任されているところである。
学校に配当している教育予算についても学校長（学校の職員）に委任を行い、物品購入伺い等の決裁区分について整理し、事務の簡素化、効率化に努められたい。

【学校教育課】

意見

- (1) 保護者待望の中学校給食共同調理場が本格的に共用開始したが、学校給食の安全性の確保と危機管理に万全を期されたい。
- (2) 長が有している予算の執行権については、地方自治法第 180 条の 2 の所定の手続きにより正式に委任することで予算の執行権を持つことができるとあり、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づき委任されているところである。
学校に配当している教育予算についても学校長（学校の職員）に委任を行い、物品購入伺い等の決裁区分について整理し、事務の簡素化、効率化に努められたい。
- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。

【生涯学習・スポーツ課】

意見

- (1) 各スポーツ施設等所管施設の管理運営については、直営と委託の経費を十分勘案の上検討し、効率的かつ効果的な管理を望むものである。
- (2) 各種スポーツ大会が多数あるが、参加人数等を考慮され、その削減について検討されたい。
- (3) 地区公民館への施設整備及び備品購入に関する補助については、関係各課の事業との整合性を図りつつ、方向性を検討されるとともに早期に関係団体への周知に努められたい。
- (4) スポーツ振興係の時間外勤務については、大会行事などやむを得ない事情も理解するが、適切な人員配置を図り、人件費削減に向け努力されたい。

【文化振興課】

意見

- (1) 尾崎罌堂記念館及び山田奉行所記念館の指定管理者制度の導入については、鋭意取り組まれているところであるが、受け皿の状況を注視され、引き続き努力されるよう望むものである。

【教育研究所】

意見

- (1) ICTを活用した教育活動は習熟度向上の効果も検証されていることから、指導の充実を図るとともに、一層の推進を期待するものである。
- (2) 教育研究所においては事務業務多端により、研究員が果たすべき本来の研究事業が遂行できない遺憾な状況となっている。研究体制の充実を図り教育振興に寄与していただきたい。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

7 むすび

我が国の経済は、輸出の減速に加え、世界的な金融市場の混乱を受け、11月の月例経済報告では「世界経済が一段と減速するなかで、下押し圧力が急速に高まっている」と厳しく判断し、2カ月連続で下方修正され、厳しい景況が続くと懸念される。

地方財政を取り巻く状況を見ても、国は「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と真に必要なニーズにこたえるための財源の思い切った重点配分を行うとしている。

このようななか、本市の財政においても、収入の根幹である市税収入が企業収益の悪化などにより、厳しい財政状況が続くものと考えられることから、職員が一丸となり、一層効率的で効果的な行財政運営に取り組んでいただきたい。

地方公共団体において会計事務の果たすべき機能は重要であり、会計事務を無視して地方公共団体の事務を執行することは許されない。

私たち自治体の、「人」「物」「金」は、全て市民の信託によるものであって、誤った執行は、市民に金銭的、財産的損失を与えることになる。会計事務について正しい理解を得ることが、正しい行政執行につながるといっても過言ではなく、職員ひとりひとりが関係法規等に準拠した適正な事務事業の執行に努めるとともに、説明責任が強く求められていることを意識しなければならない。

今後も、個々の事務事業の執行にあたっては、常にコスト意識をもつとともに、不断の創意・工夫による事務改善に意を用いていただき、的確な行財政運営に当たられるように望むものである。

なお、全般的共通事項を除く指摘事項、意見についても各所属が共通認識をされ、適正な事務処理に取り組まれることを要望するものである。